

時事新報は一年三百六十五日も休刊無し

# 時事新報

第二千七百九十三號  
明治三十三年九月三十日(火曜日)  
舊曆庚寅八月十七日(甲寅)  
出版部 東京市本町三丁目  
電話 二六六六  
印刷部 東京市本町三丁目  
電話 二六六六  
代印部 東京市本町三丁目  
電話 二六六六  
(西曆一千八百九十年)

## 土耳其軍艦沈没の悲慘

廣く義捐金を募集して憐む可き罹災者の心情を慰め日本人の慈愛義侠を海外に表明せんとす

土國軍艦沈没の悲報は載せて前日來の時事新報に詳かなり本社此悲報に接し黙して此不幸の出来事を知りて亦た坐視する能はざるを知りて廣く義捐金を世人に募り以て罹災者を弔慰するの實に供し極東の文明國に慈愛義侠の情を満せしむるのみならず亦た一國の名譽に關するものあり世人幸に此計畫を贊助して義捐金を本社に投せられよ切に企望する所なり

明治三十三年九月 時事新報社

義捐金受取手續  
一 義捐金は一口十圓以上とする  
一 本社義捐金を受取りたる時は其金額并に義捐者の姓名を本紙上に記載し之を以て金員受領の證とし一 義捐金を罹災者に贈與する手續は取調べの上本社之を定めて更に紙上に公告す可し

横濱に接し近地義捐者の便利の爲め時事新報印刷所あり同市本町四丁目鈴木木清之助に義捐金受取方を托したるに付同所に申込みれば直ちに本社に送すべし

## 義捐金申込の期日

土國軍艦の遭難者弔慰義捐金申込の期日は來る十月十日限りと定めたりしも比較金剛の兩艦が生存者を搭載して土國に向ふの期近々の内に在り由て申込期日を十月三日限りと改む

## 時事新報

土耳其に使節を遣て條約を訂結す可し

此度土耳其軍艦「ムスグロム」が紀州大嶋沖にて沈没し大使「オスマン」が乗組の人員五百八十餘名溺死したりとは實に聞くに忍びざる慘報にして世界の歴史に於ても斯る大災難は其例多からざるべしならん世上誰か此報に接して酸鼻せざる者あらん殊に右「ムスグロム」は土耳其皇帝が遙に我日本の國情を觀察せられ近時大に面目を改めて東洋の極端に一新文明國を造り出したりとの事實を欣慕し給ひ特に大使に命じて彼國最上の勳章を我天皇陛下に捧呈する爲めに差立てられたる軍艦なれば假令「天災」とは申しながら此船が我國の沿岸にて沈没し船員の大數を魚腹に葬りたりと聞ては我日本人が殊更に氣の毒に思ふも人情に於て當に然る可き筈なり然りと雖も沈みたる船は又浮ぶ可らず死したる人は再び生くるべしと徒に過去の災難を追想して歎き悲むも甲斐なき事なれば唯此上は我國が右罹災者に對し又土耳其に向て如何に所望す可きやの問題のみにして我輩が世人一般と共に考ふる所にては若し右軍艦乗組員の生存者六十餘名の人を手厚く介抱慰勞すべきは勿論のみにして既に我政府も人民も此事には充分注意したるもの如く彼生存者が目下神戸に在りて同地の官民より一方ならざる厚遇を受けつゝある様子あるは我輩の甚だ満足に思ふ所なり次に此人々を其本國に送り返すに就ては

過日の時事新報に記したる如く我國より特別に軍艦を彼國に派遣して之に六十餘名の人を載せ始終深切に待遇して本國政府の許まで護送するも當然の國禮にして一は以て彼の國官民の心を満足せしめ一は以て我日本國人の仁惠禮儀の周到なるを廣く世界中に發表するの好機會なれば此機を失ふ可らずとて我輩の熱心主張する所ありしに流石に外交に類なる我政府にても其に其決したるよしは亦我輩が世人と共に政府の舉を賛成して國光の爲めに祝する所あり又我輩に於て愛に一種臨時の希望ありと申すは此度右遭難者若本國に送り返す爲め軍艦を派遣するも好機會なれば此軍艦に我日本國の使節を載せて土耳其に至り日土兩國の訂約を結ばしむるも即ち是なり聞か所に據れば「オスマン」は此度使節の命を全うして歸國したる上は本國政府に上奏し明年新軍艦を再々日本に來り日土兩國の和親條約を訂結する積りにて人にも此事を語りたるものとありしと云ふ左れば今我國より使節を遣り彼の首府に於て政府と談判を開き首尾よく和親の條約を結ぶを得ば故「オスマン」は「ムスグロム」の素志を達するものにして「ムスグロム」の素志を以て左右するべし但し國交の事は固より人の感情を以て左右する可きにあらずれば「ムスグロム」の素志を以て左右するに我日本の利害如何の點より觀察するに土耳其に使節を遣り條約を取結ばしむる後彼我人民の往來通信、國産物の有無貿易に便利なるは申す迄もなく別に又我國威に關して一大利益あるを見る可し抑も我日本が西洋諸國と和親通商の條約を結びたるは米國の水師提督ペルリの渡航を始として今日に至るまで同盟の國々少からざれども常に先方の國より促されて條約を結びたる姿にて我國は受身の地位に在るものとされば世界の公評或は日本國は自ら進んで西洋諸國と交を結ぶべきを欲する者ある哉否を疑ふ者も有らん歎誠に遺憾千萬のものと云はざるを得ず然るに今我國の軍艦が旭日の旗章を載してコンスタンチノープルに至り土耳其政府に條約訂結の事を申込みたらば右等の疑念も忽ち消滅し日本は眞に國を開いて外國と交際貿易するの利益を知る者なりとて日本の使節渡來の事は忽ち歐洲の大評判となり我國の名譽に重きを加ふるものと蓋し少ならずなり又土耳其政府に於ても「オスマン」は「ムスグロム」を我國に遣て天皇陛下に勳章を贈呈したる位なれば其我日本と永く親交を結ぶの意あるは疑ふ可らず加之今般「ムスグロム」遭難者の取扱にも我國官民共に力を盡して之を優待したる其景況を聞かば必ず我國と和親條約を結ぶに異議なかるべし蓋し先に彼より我天皇陛下に勳章を捧げたる其挨拶として我より亦使節を送りて和親の條約を結ぶと云へば事の順序も當を得たる姿にて土政府に於ても必ず満足に思ふものとならん我輩は確信するものなり此事に就ては固より當局者の意見の存するものとならん我輩は今日我國の名譽を西洋諸國に輝かすに斯る好機會あるを見て黙々に附する能はず聊か專言を呈して讀者の教を乞ふのみ

○司法省告示第二十二號  
仙臺地裁所管内仙臺治安裁判所吉岡出張所大河原治安裁判所石田出張所大河原治安裁判所所長官出頭所長官明治三十三年十月十一日開廷ス

○司法省告示第二十三號  
松江地裁所管内今市治安裁判所大田出張所濱田治安裁判所野田出張所所長官明治三十三年十月十一日開廷ス

○司法省告示第二十四號  
熊本地裁所管内内治治安裁判所所長官明治三十三年十月十一日開廷ス

○司法省告示第二十五號  
一 警備隊官長官明治三十三年九月二十九日  
一 警備隊官長官明治三十三年九月二十九日  
一 警備隊官長官明治三十三年九月二十九日

○第二種債金支出  
明治三十三年九月二十九日  
一 金二百二十一圓二十圓  
一 金二百二十一圓二十圓

○第三種債金支出  
明治三十三年九月二十九日  
一 金二百二十一圓二十圓  
一 金二百二十一圓二十圓

○第四種債金支出  
明治三十三年九月二十九日  
一 金二百二十一圓二十圓  
一 金二百二十一圓二十圓

○第五種債金支出  
明治三十三年九月二十九日  
一 金二百二十一圓二十圓  
一 金二百二十一圓二十圓

## 歐羅巴の形勢

○オースティン氏の歐洲形勢論 前日の紙上に掲載せし如く、歐羅巴の學者オースティン氏は七十七歳を一期として去る二十三日病歿せり氏は行政學に長じたるを以て我國には氏に親炙して其説を開きたるもの多し左に掲ぐるは氏が歐洲の形勢を詳述して日本人の參考に供したるものなり但し去年一月の形勢に就て論じたるものなり讀者其心して見るべし

歐羅巴の形勢 第一章  
今予に下附せられたる問題に付專見を呈するに當り豫め二事件に注意あらんことを乞ふ是れ或は事實の參考に於て益なきことせず

第一 歐羅巴政治上大體の關係及大國の特別事情は目下詳密に之を表明するものと甚だ難しとす何となれば其事情關係たる二個の甚だ相異なる原因に根し而して其原因各特別の探討を要すればあり其第一は各國の勢力及其勢力より代表せらるる各國の利害なり其第二は各國君主の身上及親族上の關係なり此關係は固より事物自然の運動を永遠に左右するものと得ざるも憲法國家なると非憲法國家なるとに拘らず其君主意思の相互の愛憎は歐羅巴の事件に付大なる勢力あるものなれば時として此の如き君主の身上に於て有する勢力は前世紀に於けるが如く國內萬般の關係に付き事物を定むるものと得ざるも一定の事項に付ては本世紀の立憲制度に於て尙從來の勢力を保護せり是れ即ち宣戰構和海陸軍の編成軍隊の運動城塞の築造に關する權及外國と兵事上の關係なり然り而して露國と雖も全國人民の理會する原因あるにあらざる限りは君主は戰を開くことを得ざるものなり而して其一般の原因ある以上は假令へ大臣の間に反對するも君主一身の意思を以て開戦するものと得べく又君主に於て欲するときは其原因あるにも拘らず開戦を爲さるるを得故に事變一般の形勢に付ては各國君主の爲すべし報告の最も緊要なる部分に當りて君主の身上性質及君主の交際及軍事上心得に關せり然り

東京府	車	名	一
東京府	車	名	一
東京府	車	名	一